相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市三竹一丁目七五五番地一、最後の住所新潟県三条市三竹二丁目七番三〇号　被相続人　亡　木村　克也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十六日

新潟県三条市須頃二丁目一〇五番地ファルツェコラージオＢ一〇三号新潟あかり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　辻澤　広子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県下新川郡朝日町宮崎三二三五番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　竹谷　貢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十六日

事務所富山市西田地方町三丁目六番三〇号　富山みらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鍋谷　博志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区西久保二四五番地六、最後の住所静岡県静岡市清水区承元寺町一三四一番地白扇閣　被相続人　亡　望月　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十六日

静岡県静岡市葵区北安東二丁目二番八号　相続財産管理人　司法書士　下田代博之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県清須市春日天神一〇七番地、最後の住所名古屋市名東区高針原一丁目二〇四番地の一宝マンション高針原八〇五号　被相続人　亡　櫻井　寿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十六日

名古屋市瑞穂区瑞穂通二丁目二番二号サニーストン瑞穂四〇二号　相続財産管理人　弁護士　山内　順

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西春日井郡清洲町大字一場一〇〇番戸、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　斉藤　義彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十六日

事務所愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一八番二八号ＫＳビル六階いぶき法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　進也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多郡阿久比町大字草木字中島二五番地、最後の住所愛知県半田市浜田町一丁目四八番地　被相続人　亡　竹内まり子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十六日

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一番三七号エスパシオ丸の内ビル八Ａ　相続財産管理人　弁護士　石川　敦男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県野洲市比留田六二一番地五、最後の住所滋賀県草津市西大路町一〇番一〇―Ｂ一九〇八号ファミールハイツ草津　被相続人　亡　南　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十六日

滋賀県大津市中央一丁目五番六号ＡＮＫＹビル三階羽座岡法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西川真美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市坂本七丁目二五五〇番地、最後の住所滋賀県大津市坂本七丁目七番三五号　被相続人　亡　山本　嗣夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十六日

滋賀県大津市梅林一丁目三番一〇号滋賀ビル八階大津総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　野嶋　直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区小坂町二二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　福山アキノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十六日

京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町一六七番地ＮＢＦ四条烏丸ビル五階　相続財産管理人　司法書士　山田　純一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県久米郡久米南町松四六番地、最後の住所岡山市妹尾一〇四〇番地　玄古アパート一階西側、除票上の住所岡山県岡山市建部町和田南四三五四番地　被相続人　亡　松山　恵一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十六日

岡山市北区富田町一丁目八番八号　富田町エグゼビル四階Ｂ号室　相続財産管理人　弁護士　佐々木正有

第15期決算公告

平成26年6月26日

東京都港区赤坂３丁目21番13号
株式会社日本緊急通報サービス
代表取締役　瀬川　勝久

貸借対照表の要旨
（平成26年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,056	流動負債	257
固定資産	237	固定負債	23
有形固定資産	43	株主資本	3,013
無形固定資産	165	資本金	1,147
投資その他の資産	29	資本剰余金	886
		資本準備金	755
		その他資本剰余金	131
		利益剰余金	980
		その他利益剰余金	980
資産合計	3,293	負債・純資産合計	3,293

損益計算書の要旨
（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,278
売上原価	272
売上総利益	1,006
販売費及び一般管理費	351
営業利益	655
営業外損益	2
経常利益	657
特別損失	0
税引前当期純利益	657
法人税、住民税及び事業税	255
当期純利益	402

第29期決算公告　平成26年６月26日
札幌市豊平区月寒東二条九丁目７番１号
北洋システム開発株式会社
代表取締役　大島　明夫

貸借対照表の要旨（平成26年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	3,455
	固定資産	137
	合計	3,593
負債及び純資産の部	流動負債	2,698
	固定負債	95
	株主資本	799
	資本金	25
	資本剰余金	251
	資本準備金	251
	利益剰余金	523
	利益準備金	6
	その他利益剰余金	517
	（うち当期純利益）	(48)
	合計	3,593